

子などもいれずして、僧ばかりぞまいりける御物忌ありと、この以長聞て、いそぎまいりて、土戸よりまいらんとするに、舍人二人居て、ひとないれそと候とて、たちむかひたりければ、やうれ、おれらよめされてまいるぞといひければ、これらも、さすがに職事にてつねにみれば、力及ばでいれつまいりて、藏人所に居て、なにとなく聲だかにものいひゐたりけるを、左府きかせ給ひて、このものいふはたれぞととはせ給ければ、盛兼申やう、以長に候と申ければ、いかにか計かたき物忌には、夜べよりまいりこもりたるかと、尋よと仰ければ、行ておほせの旨をいふに、藏人所は、御所よりちかゝりけるにくはくと大聲して、輕からず申やう、過候ぬる比、わたくしに物忌仕て候しに、めされ候き、物忌のよしを申候しを、物忌にいふ事やはある、たしかにまいるべきよし仰候しかば、まいり候にき、されば物忌といふ事は候はぬと玄りて候也と申ければ、きかせ給て、うちうなづきて、物もおほせられでやみにけりとぞ、

〔台記〕保延二年十月十日甲辰、今明予○藤原雖物忌、明日依著座、今日モ不立物忌簡簾ニモ不著物忌。大殿(頼長)父忠實(實)仰、不出行。

〔玉海〕治承五年五月十八日癸巳、權漏刻博士菅野季親、相具其子季長來所、召問五兆占事也、此日易物忌也。

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年〇元年正月廿日丁卯、御弓始也、今年依可爲御物忌、不可有此儀之由、窮冬雖被定、故被遂之、

〔今昔物語二十七〕播磨國鬼來人家被射語第廿三

今昔、播磨ノ國□ノ郡ニ住ケル人ノ死ニタリケルニ、其後ノ拮ナド爲サセムトテ、陰陽師ヲ呼籠タリケルニ、其ノ陰陽師ノ云ク今某日、此ノ家ニ鬼來ラムトス、努々可慎給シト、家ノ者共此ノ事ヲ聞テ、極ク恐デ怖レテ、陰陽師ニ、其レヲバ何カ可爲ト云ヘバ、陰陽師、其ノ日物忌ヲ吉ク可